

令和3年5月17日	
所 属	議会事務局総務課
所属長	中道 直生
電 話	06-6489-6103

---

## 資産公開の概要がまとまりました

---

尼崎市議会議員政治倫理条例に基づき、議員の資産公開を行います。

議員から、議長に提出された資産や所得などに関する報告書は、6月1日から議会図書室で閲覧することができます。

### ◆資産公開制度とは

本市議会の資産公開制度は、議員に係る政治倫理条例に基づき、議員みずからが資産や所得、関連会社などに関する報告書を公開することができる自主公開型の制度です。

これらの報告書が36人の議員から提出されましたが、その概要は別表のとおりです。

### ◆閲覧の手続きは

資産や所得などに関する報告書は、6月1日から所定の申請手続きにより、議会図書室で閲覧することができます。詳しくは議会事務局総務課（06-6489-6103）まで、お問い合わせください。

以 上

## 資産等報告書等の概要

（提出議員）											
蛭子 秀一、	川崎 敏美、	岸田 光広、	楠村 信二、	久保 高章、	酒井 一、						
眞田 泰秀、	佐野 剛志、	杉山 公克、	須田 和、	武原 正二、	辻 信行、						
都築 徳昭、	東浦 小夜子、	土岐 良二、	徳田 稔、	中尾 健一、	西藤 彰子、						
波多 正文、	林 久博、	開 康生、	広瀬 若菜、	福島 さとり、	藤野 勝利、						
別府 建一、	前迫 直美、	眞崎 一子、	松澤 千鶴、	眞鍋 修司、	丸岡 鉄也、						
光本 圭佑、	宮城 亜輻、	安田 雄策、	安浪 順一、	山崎 憲一、	綿瀬 和人						
											(36人)

### ○資産等報告書・資産等補充報告書

- ・資産等報告書は、新たに資産等報告書を提出する議員で、令和2年12月31日現在に、議員が有する土地、建物等の資産等の報告
- ・資産等補充報告書は、既に資産等報告書を提出した議員で、提出後議員が新たに有することとなった資産等であって、令和2年12月31日現在において有するものの報告

項 目	資産等報告書	資産等補充報告書
預 貯 金 等	(提出者なし)	2人
有 価 証 券		1人
自 動 車 等		1人
借 入 金		2人

備考：上記のほか、土地等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

### ○所得等報告書

令和2年中の議員の給与所得等の各種所得等の報告

項 目	人 数	最 大 ～ 最 小
事業所得	1人	-778,172
不動産所得	3人	4,805,177円～137,150円
配当所得	1人	3円
給与所得	36人	15,432,860円～8,189,360円
雑所得	3人	819,104円～26,666円
上場株式等の配当所得	1人	69,580円

備考：上記のほか、利子所得等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

### ○関連会社等報告書

令和3年4月1日現在に、議員が報酬を得て会社等の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

項 目	人 数
民間会社の役員等	7人
本市の外郭団体の役員等（議会選出）	6人
上記両方に該当する者	0人